

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う中小企業等への
独自支援策の実施について

<市長コメント>

「新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う中小企業等への
独自支援策の実施について」お知らせします。

「新型コロナウイルス感染症」の影響による経済状況の悪化
に伴い、中小企業、小規模事業者の経営がひっ迫している状況
を踏まえ、更なる中小企業者への経営支援とともに、経済再生
のため、今回、新たに5つの事業を実施します。

1つ目は「飲食業等応援給付事業」です。

社会活動の自粛ムードから飲食店等は大きな影響を受けてい
ることから、事業継続のための応援給付金を交付するものです。
内容としては、令和2年12月から令和3年2月のいずれかの
月と前年同月比で20%以上の売上の減少があった飲食店、
運転代行業等が対象となり、上限は30万円となります。交付
申請の受付は本日18日から行っており、申請期限は令和3年
4月30日までとなっております。

2つ目は「観光関連産業事業者経営支援事業」です。

緊急事態宣言の発出や国のG o T oキャンペーン等の停止に

よる行動や経済活動の自粛に伴い、特に大きな影響を受けている観光関連産業に関わる事業者に対して1事業者20万円を基本として交付しますが、宿泊業や観光バス、タクシー事業者は、部屋数や車両台数により支援金額を加算することとしています。また、複数の事業を実施している場合等は、最大50万円を上限に支援するものです。

対象となる事業者は、令和2年12月から令和3年2月のいずれかの月と前年同月比で20%以上の売上の減少があった宿泊業、旅行代理店、観光バス・タクシー業、離島航路事業者、その他観光関連事業者として、4月1日から支援金の申請受付を開始します。

3つ目は「感染予防対策の実施に対する助成」です。

新型コロナウイルス感染症を予防する取り組みを行った事業者の方へ、感染予防対策に要した経費の4分の3、1事業者上限20万円、複数の店舗等を所有し感染予防対策を実施している場合は、最大40万円を助成するものです。

この事業は、令和2年12月末までの感染予防対策費用を補助対象として一旦終了した事業ですが、今回新たに、令和3年1月から6月末までを補助対象とし、令和3年4月1日から申請受付を開始できるように準備を進めています。

4つ目は「地域商品券事業・第2弾」です。

停滞する地域経済の活性化と市民の消費喚起を促すため、3割増し商品券を発行します。

販売方法等は前回同様となりますが、商品券の販売開始は6月1日を予定しており、引換券を5月下旬に各世帯に郵送できるよう準備を進めていきます。

5つ目は「販売促進等支援事業」です。

複数の事業者が連携して実施する販売促進のプロジェクトに対し、事業者又はその支援者が行う事業実施に係る費用の10分の10、50万円を上限に補助するものです。これも4月1日以降に実施する事業が対象となります。

次に、既存事業の延長についてお知らせします。

はじめに、雇用関連として「雇用調整助成金利用促進補助金」は、国の「雇用調整助成金」制度を活用しやすくするため、社会保険労務士等に申請書類等の作成を依頼した中小企業者に対して、その費用の10分の10、上限10万円を助成するものですが、国の雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、令和3年4月30日までの雇用調整助成金の支給にかかる費用を対象とし、申請期限を7月31日までに延長しております。

観光関連として、「観光客誘客促進支援事業（レッツゴー石巻）」については、新型コロナウイルスの影響で激減した観光客の誘致、落ち込んだ地域経済の回復を目的とし、地域の飲食店、交通機関等で使える本市独自のクーポン付旅行商品を販売するものですが、国のG o T o トラベル事業の全国一斉停止に伴い、現在本事業についても販売を停止しております。

国のG o T o トラベルについては再開後、令和3年6月ごろまでの事業延長が見込まれており、本事業についても同期間延長することとしております。

また、水産業については2つの事業を延長することとしております。

1つ目は、「水産業人材確保支援事業」です。

外国人技能実習生等が入国できず、労働者が不足する事業者が、その替わりとして、国内人材を雇用した場合の賃金の割増経費について補助するものです。

本事業は国が実施している「水産業労働力確保緊急支援事業」の嵩上補助として実施しているものであり、国が事業期間を延長することから、本市においても延長するものです。

2つ目は、「外国人技能実習生等受入支援事業」です。

これは、外国人技能実習生等の入国、帰国時の感染症予防

措置に対する費用について補助するものです。

本事業は、県が実施している「外国人技能実習生等受入支援事業」の嵩上補助を想定した事業であり、県が事業期間を延長することから、本市においても延長するものです。

2つの事業の延長される期間について、国、県ともに予算の範囲内で行うものとされており、本市では、6月までの延長を見込んでおります。

以上、これら9つの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経済情勢の中、この困難を乗り越えようと奮闘している市内中小企業や個人事業主の皆様にも少しでもお役に立ちたいと考えておりますので、是非ともご活用いただければと思います。